

東浦町環境審議会 会議録

会議の名称	令和2年度第3回東浦町環境審議会	
開催日時	令和3年2月8日（月）午前10時～午前11時15分	
開催場所	東浦町役場 3階 合同委員会室	
出席者	委員	三浦 雄二（東浦町議会経済建設委員会委員長） 水野 博隆（森岡地区コミュニティ推進協議会会長） 戸田 重雄（東浦町農業委員会会長） 関 浩二（東浦町商工会会長） 小林 幸子（卯の花くらしの会運営委員長） 深谷 修司（株式会社豊田自動織機刈谷工場） 園谷 益男（イオンモール株式会社イオンモール東浦） 野田 雅代（東浦町教育委員会教育長職務代理者） 藤井 敏夫（元愛知県環境部長） 祖山 薫（公募）
	事務局	平林 光彦（生活経済部長） 新美 英二（環境課長） 竹内 美登（課長補佐兼環境保全係長） 久野 貴士（環境衛生係長） 水野 恭志（環境保全係主査） 片山 皓平（環境衛生係主事）
欠席者	委員	山茂 かほり（東浦町立石浜西保育園保護者の会会長） 鈴木 春美（あいち知多農業協同組合女性部東浦地域部長） 児玉 吉史（カリモク家具株式会社） 木村 滋（公募）
議事	議事1 あいさつ 議事2 議題 （1）東浦町の環境を守る基本計画（案）パブリックコメントの結果について （2）東浦町の環境を守る基本計画（案）の答申について （3）東浦町一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）（案）パブリックコメントの結果について （4）東浦町一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）の答申について 議事3 その他	
傍聴者数	2名	
備考		

環境課長：あいさつ

会議の公開の確認

傍聴者人数の確認（傍聴者2名）

会議録作成のための録音ならびに写真撮影の了承

生活経済部長：あいさつ

新型コロナによる緊急事態宣言も1ヶ月延長されてしまったが、窓を開けるなど感染症予防対策を行いながら開催するので、ご協力をお願いしたい。なお、本町では、4月上旬から65歳以上の住民に対しワクチン接種できるように準備を始めている。

10月の第2回環境審議会にて審議して頂いた計画（案）を一部修正し、12月の中旬から1ヶ月間パブリックコメントを実施した。本日は、パブリックコメントの意見や修正点などをご説明させて頂くので、ご審議のほど、よろしく願います。

会 長：あいさつ

新型コロナによる影響により我慢の生活が続いているが、委員の皆様にはお忙しい中、環境審議会にご出席いただき感謝する。本日は、2つの計画（案）について、町長への答申を行っていききたい。

これまでの流れを振り返ると、第3次東浦町の環境を守る基本計画について、令和元年7月1日に町長より諮問され、上位計画である第6次東浦町総合計画や国・県の環境基本計画などを取り入れるとともに、住民・事業者アンケート調査、事業者ヒアリング調査の実施、直接住民などから意見を聞く場として環境を考える会を実施した。環境審議会では、これらを踏まえて作成した環境基本計画（案）について、多くのご意見を頂いた。

第3次東浦町の環境を守る基本計画（案）では、将来像や目標を共有し、皆様が自分事として環境活動に取り組むという項目がある。これは誰かがやってくれるではなく、1人ひとりがそれぞれの立場でできることを行い、「守る」から「良くする」という意気込みで取り組むことが大事だと思う。

本日は、それぞれの計画（案）に対するご審議のほど、よろしく願いたい。

環境課長：〔資料の確認〕

〔新たな委員の紹介については、名簿・配席図に代えること〕

[欠席委員の報告（４名）]  
[環境審議会の成立の確認（出席委員10名）]  
[審議後に町長に答申して頂くことの確認]  
以降の議事の取り回しを会長にお願いする。

会 長： 資料に基づき、事務局から説明を願い、その後、委員の皆様からのご意見を頂き、追加すべき内容、修正の有無などを議論し、皆様の合意により答申を行う。

それでは、議題に入る前に、事務局から第3次東浦町の環境を守る基本計画（案）の修正について説明をお願いする。

事 務 局： 事前に送付した、資料2の第3次東浦町の環境を守る基本計画（案）の中で、朱書きにされている箇所について説明する。

以前、環境審議会にて脱炭素への表記についてご提案を頂いたが、国・県の計画の中で低炭素を進める方針となっていたため、本計画（案）でも低炭素を進める内容で計画の策定を進めていた。

しかし、前回の環境審議会後、国は首相の所信表明で脱炭素社会への実現を宣言し、同年12月には2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略が策定され、カーボンミニマムからカーボンニュートラルへ社会全体が動き始めた。また、新しい県の環境基本計画には、脱炭素の実現を見据える旨の記載があり、国・県を挙げて脱炭素に取り組む方向性が明確になったため、本計画（案）においても脱炭素を推進する計画内容に修正する。

計画（案）の朱書きは、低炭素から脱炭素に記載修正したものではあるが、それ以外に修正した箇所もあるので、改めて脱炭素に修正した部分について説明する。脱炭素以外の朱書き箇所の修正については、パブリックコメントの結果と併せて後程説明する。

それでは、脱炭素への語句の統一のため、計画（案）に追加、修正した箇所について、本日配布した右上に追加資料と記載された資料にて説明する。

（説明者交代：担当）

配布した追加資料には、朱書きした箇所のうち脱炭素について追加・修正した箇所を表でまとめている。なお、資料2の計画（案）には、修正後の内容を朱書きで記載している。

計画（案）の6ページの5計画の対象範囲の3行目の低炭素社会を脱炭素社会へ修正した。なお、同ページのイラスト内の低炭素社会についても脱炭素社会へ修正した。

18 ページの（２）環境に関する動向の【長期的視点】の 1 行目について、「国際的には、パリ協定に基づき脱炭素社会に向けて動き出しており、国も令和 32 年（2050 年）までに温室効果ガス排出量実質ゼロの実現に向けて「気候非常事態宣言」が決議されるなど、国を挙げて脱炭素社会を目指す方針を掲げています。」と修正した。

19 ページの（３）東浦町の動向の【長期的視点】の 7 行目について「温室効果ガスの排出量実質ゼロ」に修正した。

20 ページの（１）低炭素社を脱炭素社会に変更し、1 行目の「東浦町は…」から 7 行目の「配慮の徹底を」を追加し、次の文頭を「脱炭素社会」に変更した。

21 ページの住民意識調査の図、30 ページの基本目標 1、30 ページの基本目標 1 の 4 行目、36 ページの基本目標 1、62 ページの「5-3 環境にやさしい活動や暮らし方に見直す」の 2 行目にある低炭素社会という語句をすべて脱炭素社会に修正した。

64 ページの東浦町地球温暖化実行計画（区域施策編）の（１）位置づけの 9 行目の文章を「さらに、国では令和 32 年（2050 年）までに温室効果ガス排出量の実質ゼロの実現に向け動き始めています。これらの計画などを踏まえ、「東浦町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しています。」と修正した。

66 ページの（７）二酸化炭素排出量の削減目標の 2 行目の文章を「国では令和 32 年（2050 年）までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする検討を始めていることも踏まえつつ、東浦町においても、国や県の動向とあわせた目標を設定します。」に修正した。また、同ページの東浦町における二酸化炭素削減の目標についても、令和 32 年度【長期目標】について、平成 25 年度比の 80% 減という表現を実質ゼロに修正し、欄外に実質ゼロについての語句説明として、「二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること」を追加した。

会 長： 事務局から説明があったが、質問・ご意見はあるか。

委 員： 国が 2050 年に脱炭素社会を目指すという首相の演説を踏まえて、本計画でも脱炭素社会をめざすと記載することはとても良いことであるが、2030 年までを計画期間とした本計画（案）を見たときに、2050 年の脱炭素社会の実現を目指しつつ、2030 年度までに低炭素社会の実現を着実に進めていくということがわか

りにくくなっているなので、表現の工夫が必要だと考える。また、計画（案）内では、脱炭素社会をカーボンニュートラルが実現された社会と定義しているが、それに向かう過程も脱炭素社会を目指すという表現になっていると感じる。単に脱炭素社会と書くだけでなく、2050年の脱炭素社会に向けて、2030年までは低炭素を進めていくなど、言葉の使い分けが必要だと思う。

事務局： 本計画（案）では、2030年には二酸化炭素の排出量を2013年比の26%削減を掲げており、ここから2050年の脱炭素に向けて徐々に進めていきたいと考えている。

表現の工夫が必要とのご意見であるが、まずは2030年度に低炭素社会の実現に向けて計画を進めていきたいと思っている。

委員： 20ページの2東浦町における環境に関する課題の（1）脱炭素社会には、「本計画においても脱炭素社会の実現を目指します。」という記載がある。この表現では、2030年に脱炭素社会を目指すとも読めてしまう。

事務局： ご意見のとおりである。計画期間である2030年度までに低炭素社会を見つつ、2050年の脱炭素社会を目指すという説明を追加する。

委員： この部分の表現方法について提案であるが、「東浦町は、令和2年（2020年）10月、令和32年（2050年）までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにし、脱炭素社会を目指す方針を国が掲げたことを受けて、本計画においても脱炭素社会を目指すしつつ、令和12年（2030年）に向けて低炭素社会の実現を着実に進めることが求められます。」という表現にしてはどうか。

事務局： ご提案頂いた表現については、そのまま使用したいと思う。

委員： 低炭素社会から脱炭素社会に統一すると説明があったが、21ページの住民意識調査のグラフの部分が「脱炭素社会」と修正されているが、アンケートは「低炭素社会」で聞いているので修正すべきではないのではないか。

事務局： 住民意識調査では、低炭素社会について聞いているが、修正した部分については、回答をまとめた見出しとして記載しているので、脱炭素社会と記載した。

会 長： 他に意見はないか。

第3次東浦町の環境を守る基本計画（案）については、先ほどの意見を反映して修正を行う。

それでは、次第2議題1の「第3次東浦町の環境を守る基本計画（案）パブリックコメントの結果について」の説明をお願いします。

事 務 局： 資料1の第3次東浦町の環境を守る基本計画（案）パブリックコメントの結果について説明する。

第3次東浦町の環境を守る基本計画（案）パブリックコメントは、令和2年12月15日（火）から令和3年1月14日（木）の期間で意見の募集を行い、意見公表場所は、環境課の窓口、役場本庁舎1階のロビー、町ホームページ、あいち電子システムの4箇所で行った。

第3次東浦町の環境を守る基本計画（案）に対する意見の提出件数は、2通5件であった。

提出された意見等とその意見に対する町の考え方について説明する。番号1の意見の概要は、計画（案）20ページ、36ページ等の内容に該当する箇所の意見として、「政府は、2050年までに二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）などの温室効果ガスの排出を実質ゼロにする目標を掲げている。タイトルや文中に記述がある「低炭素社会」を「脱炭素社会」という表現に変えてはどうか。また、「二酸化炭素の排出量を最小化（カーボンミニマム）する」を「二酸化炭素の排出量を実質ゼロ（カーボンニュートラル）にする」としてはどうか。」という意見に対する町の考え方及び対応は、「ご意見のとおり、昨年10月に政府は2050年に温室効果ガスを実質ゼロにし、脱炭素社会の実現を目指す方針を掲げており、国を挙げて実践していくことを決意する気候非常事態宣言を決議しました。本計画においても、「脱炭素社会」「二酸化炭素の排出量の実質ゼロ」に記載を修正していきます。」とし、本計画（案）について脱炭素社会に修正した。

番号2の意見の概要は、「計画（案）22ページなどの内容について、東浦町ですでに達成された課題として、①ごみ袋の特小サイズが発売され、ごみ減量に貢献している。②本のリサイクルがなされている。」という意見を頂き、その意見に対する町の考え方は、「これまでの町の取組に対してご評価いただきありがとうございます。住民の皆さまのご理解とご協力のもと、引き続き環

境に関する施策・事業を推進してまいります。」とする。

番号3の意見の概要は、37 ページの内容について、東浦町で達成されていない課題として東浦町運行バス「う・ら・ら」の路線改正によって、利用者が減ったとの報告が東浦町議会でなされている。乗りこぼしの多い小型車両をなくすなど、改正前のように乗りこぼしゼロを目指す必要がある。」という意見を頂き、その意見に対する町の考え方は、「う・ら・らについては、住民の皆さまにとって利用しやすい移動手段となるよう、取り組んでまいります。ご意見については、今後の参考にさせていただきます。」とする。

番号4の意見の概要は、39 ページの「1-2 再生可能エネルギーを活用する」の町の取組の「再生可能エネルギーの活用促進」の取組内容について、「海上風力産業ビジョン」（国土交通省/経済産業省）では、「カーボンニュートラル」の実現に向けた実行計画として、海上風力発電や水素技術の普及拡大など工程表を作成している。東浦町として、取組として「海上風力発電」を加筆しなくて良いか。」という意見を頂いた。この意見に対する町の考え方は、「本町においては、太陽光発電をはじめとした多様な再生可能エネルギーの活用を検討することとしています。「洋上風力発電」については、本町における平均風速値や海域などの地域特性から現時点において、積極的な推進が難しいと考えており、加筆しないこととします。」とする。

番号5の意見の概要は、同ページの町の取り組みの「農地における農業と太陽光発電の両立についての紹介」について、この取り組みはソーラーシェアリングの営農型太陽光のことを指すのか。」という意見を頂き、この意見に対する町の考え方は、「ご意見のとおり、太陽光を農業生産と発電とで共有する取組である営農型太陽光発電を指しています。」とする。

続いて、委員の方から頂いた意見について、町の考え方や対応について説明する。

計画（案）全体的なことについて、番号1の意見の概要は、「限られた計画に盛りだくさんの内容が盛り込まれており、そのなかで言葉として一般的でない用語が多く用いられている。以下の用語については、記入されている箇所ごとにそのページに簡単な用語説明をしてはどうか。」という意見を頂いた。この意見に対する町の考え方は、(1) 169 のターゲットは、計画（案）の 102 ページの用語解説の SDGs に 13 のゴールである「気候変動に具体的な対策」の気候変動の緩和、適応、軽減と 15 のゴールである

「陸の豊かさも守ろう」の外来種の侵入の防止を追加した。45 ページの外来種、希少種、指標種には、103、104 ページの用語解説の該当箇所に具体的な生物名を追加した。53 ページのアダプトプログラムの説明は、102 ページからの用語解説での説明とともに、57 ページの余白部分にコラムを追加した。58 ページのこどもエコクラブの説明は、102 ページからの用語解説での語句説明とともに、同ページの余白部分にコラムを追加した。60 ページの町の取組の東浦町版環境 7 S 運動の説明は、61 ページの余白部分にコラムを追加した。

次に、個別的な意見として番号 1 の意見は、「3 ページの計画の位置づけの図に、環境基本計画と併せて検討している東浦町一般廃棄物処理基本計画を東浦町の囲みの中に記入してはどうか。」と意見について、同ページのその他の計画の枠内に東浦町一般廃棄物処理基本計画を追加した。

番号 2 の意見は、「36 ページの成果指標である二酸化炭素の年間排出量の最終年度数値の根拠を欄外に明記する。」という意見について、同ページの欄外に「二酸化炭素の年間排出量の最終年度の目標値は、平成 25 年度の排出量から 26%削減する数値としており、国及び県と同様の考え方で設定しています。」と加筆した。なお、東浦町の平成 25 年度の二酸化炭素排出量は、384 千 t-CO<sub>2</sub> であり、この数値から 26%削減した 284 千 t-CO<sub>2</sub> が計画の最終年度である令和 12 年度の目標値として設定している。詳しい内容については、計画（案）66 ページの東浦町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の（7）二酸化炭素排出量の削減目標内の図に記載している。

番号 3 の意見は、「37 ページの「1-1 エネルギーを節約する」の町の取組にある「次世代自動車やエコカーの普及促進」の取組内容について、「公共施設への電気自動車充電施設など」の等とは。また、現状の設置数があれば明記してはどうか。」という意見について、「公共施設への電気自動車充電施設などは、水素ステーションが想定されますが、これは町を超えた広域での県や民間での設置が想定されるため、個別の名称として水素ステーションの加筆はしません。また、公共施設での電気自動車充電施設は、現在 0 件となっていますので、設置数は記入しないこととします。」とする。

番号 4 の意見は、「49 ページの「3-1 ごみを減らす、物を大切に」の町の取組の「家庭系可燃ごみ処理の有料化の継続」の取組内容の記述について、「家庭系可燃ごみ減量化などに向けて、

平成 31 年…」としてはどうか。」という意見について、同ページの取組内容の文頭に「ごみ減量化に向けて」と加筆した。

会 長： 意見はないか。

無いようなので、パブリックコメントに関する町の対応については、資料 1 のとおりとする。

続いて、議題 2 「第 3 次東浦町の環境を守る基本計画（案）の答申について」に入る。意見・質問はないか。

委 員： 脱炭素社会を目指すということは、取組のレベルが上がったと認識すべきである。脱炭素社会への取組については県でも迷っており、県は中途半端な立場であるため、市町村に頑張ってもらいたいと考えていると思う。

しかし、脱炭素社会への取組は、町でもできることが限られており、町としてできることは率先垂範になると考える。24 ページに記載しているアンケート結果では、「太陽光発電や家庭用蓄電池を設置している」が 16.5%となっており、この数字は他の市町村に比べても東浦町はとて進んでおり、町の率先行動としても太陽光発電施設を設置していくべきだと思う。東浦町では雑種地での太陽光発電の問題もあり、太陽光発電はネガティブなイメージが浸透してしまっている。太陽光発電した場所が悪いということだけであるので、太陽光発電に対するネガティブイメージを払拭していく必要がある。

太陽光発電については、例えば家庭用の 4 kw の太陽光発電機器を設置すると年間概ね 5000kw の発電が可能であり、町の年間電力消費量が 28 万 5000kw なので、57 個の太陽光発電を町施設に設置すれば、町の電力は再生可能エネルギーで賄えることになる。町が自ら設置しなくても屋根を事業者に貸すということでも良い。

実際には、昼に売電して夜間には電力を購入することになるが、このようなことに本気で取り組まなければ、カーボンニュートラルは達成できないという認識を持ってほしい。

事 務 局： 2050 年までに脱炭素社会を目指すと記載したが、その前の 2030 年度に二酸化炭素排出量を 26%削減することも厳しい目標と考えており、周知や啓発もしなければいけないと考えている。脱炭素社会の実現に向けて、皆様にもご協力をお願いしたい。

委員： 他の市町村の事例であるが、未来を担う子どもに意見を出してもらおうと良いと思う。学校に協力してもらおう必要があるが、学校を通してやると子どもたちは真剣に取り組んでくれるだけでなく、環境教育や問題意識も高まり、効果があったと聞いている。

事務局： 学校を通じて行うのは実際には難しく、チラシを配布しても反応がないということも多い。しかし、子どもに将来の環境について関心を持ってもらうこと、意識を高めてもらうことは大切だと考えており、学校や教育委員会にも協力をお願いしながら考えていきたい。

会長： 緑の基本計画の審議会では、計画の内容を絵本にして子どもに読んでもらったらどうかという意見もあった。企業でもSDGsに関する絵本を作っているという事例もあるようだ。子どもにどのように取り組んでもらうかが大事だと思う。

他に質問や意見はないか。

第3次東浦町の環境を守る基本計画（案）の答申については、これで妥当ということで承認いただけるか。拍手を持って承認とする。

<全員の拍手あり>

拍手を頂いたのでこれで承認とする。

続いて、答申にあたっての付帯意見はあるか。

<なし>との声あり

無いようなので、付帯意見なしとして答申するがよいか。拍手を持って可決とする。

<全員の拍手あり>

拍手を頂いたので、これで可決とする。

第3次東浦町の環境を守る基本計画の答申については、議題3、4の審議後に、東浦町一般廃棄物処理基本計画（案）と同時に行うこととする。

続いて、議題3「東浦町一般廃棄物処理基本計画（案）パブリックコメントの結果について」及び議題4「東浦町一般廃棄物処理基本計画（案）の答申について」を一括で審議する。事務局から説明をお願いします。

事務局： 議題3の東浦町一般廃棄物処理基本計画（案）パブリックコメントの結果について及び議題4の東浦町一般廃棄物処理基本計画（案）について説明する。

まず、計画（案）の概要について説明する。本計画（案）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、一般廃棄物に関する事項を定めた計画である。

本計画（案）は、現状から課題を抽出し、基本理念として3Rなど資源を有効利用し、環境への負荷軽減に努め、またごみの分別の徹底を図り、焼却ごみの削減に努め、環境保全を図りながらごみの減量と再生資源の利用及び適正利用を推進し、循環型社会の実現を目指す。

この基本理念を踏まえ、本計画（案）の基本方針として、排出抑制対策の推進、効果的な減量への取組・啓発、3Rの推進、適正な中間処理及び最終処分、PLAN・DO・CHECK・ACTIONによる計画的な点検・見直し・評価、これらに沿って適正なごみ処理を推進する。

排出抑制及び再生利用に関する目標は、令和7年度の1人1日当たりの家庭系ごみの排出量を429gとし、リサイクル率を25%と定めた。

目標の達成に向けてごみの適正処理の事項としては、実施者の役割や今後の収集方法、処理方法、処理施設について定めた。

次に、パブリックコメントについて説明する前に、前回の環境審議会でのご意見を踏まえ計画（案）を作成したので、前回との変更した箇所について説明する。

全体的として変更した箇所として、計画（案）の年度の表記を和暦と西暦を併せて表現に変更した。

19ページの排出抑制及び再生利用に関する目標値の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の目標値について、整合がとれていなかったため、今回の計画（案）では、家庭系ごみの見込みの数値について、令和12年度の数値を令和7年度までの数値に変更し、整合がとれるように修正を行った。

21ページの（1）ごみの適正処理における実施者の役割のイ事業者について、（カ）資源循環の取組推進として、事業活動での再生資材の活用と不要な資材の再生利用に関する項目を追加した。

24ページの5ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項について、前回の環境審議会にて、住民の意識の高

い中では、収集回収を増やすことでリサイクル率が高くなるというご意見を頂いた。また、プラスチック製容器包装の排出量は年々増加しており、その収集方法について課題となっていた。今年度については、プラスチック製容器包装の拠点収集箇所を増やし動向を確認していたが、排出量が多く収集カゴがいっぱいになる状況が多々見受けられた。更にコロナ禍における生活様式の変容により、プラスチック製容器包装は今後も増加することが予想される。これらの状況から収集運搬計画の表のとおり来年度よりプラスチック製容器包装の収集頻度を週1回とする。

27 ページの7その他ごみ処理に関し必要な事項に、ご意見のあった剪定枝粉碎機の貸し出し及び食品ロスに関する項目を追加した。

これらの修正を行った計画（案）について、資料3のとおりパブリックコメントを実施した。パブリックコメントは、令和2年12月22日（火）から令和3年1月21日（木）まで行い、意見公表場所は、環境課窓口、本庁舎1階ロビー、町ホームページ、あいち電子システムで実施した。提出意見については、0件であった。

会 長： 計画案について意見・質問はあるか。

委 員： プラスチック製容器包装の回収回数を増やすという決断をされたことに敬意を表したい。プラスチック製容器包装の回収は、市町村ごとにバラバラであり、月1回というところもある中で、アンケート調査の結果も踏まえて回収を増やしたというのは良いと思う。

令和元年度は、ごみの排出量が減っており、分析は必要だと思うが、家庭系ごみ処理有料化の効果もあると思う。有料化は、町の収入を増やすことが目的ではなく、ごみの減量が目的なので効果が確認できてよかったと思う。

事 務 局： プラスチック製容器包装の回収回数については、以前から町として課題と認識していたところ、前回の審議会でもご意見を頂き、背中を押して頂いた。4月からはできないが、予算が通ったら週1回の回収に向けて準備を進めていく。

家庭系ごみ処理有料化を実施した令和元年度には、15%の減量ができしたが、令和2年度はコロナ禍の影響もありごみの排出量は増加している。コロナ禍による生活様式の変容により仕方ない部

分もあるが、減量化、資源化は今後も進めていきたい。

会 長： 他に意見はないか。

東浦町一般廃棄物処理基本計画の答申について、妥当ということで承諾してよろしいか。拍手を持って承認としたい。

<全員の拍手あり>

拍手を頂いたので、続いて答申にあたっての付帯意見はあるか。

<なし>との声あり

ないようなので、付帯意見なしとして可決するがよろしいか。拍手を持って可決としたい。

<全員の拍手あり>

拍手を頂いたので、これで可決とする。

答申書の作成のため、暫時休憩とする。再開時間は、10時50分より再開する。

《会議再開》

会 長： 会議を再開する。

配布している答申（案）を確認いただき、この内容でよければ審議会から答申を行いたいと思うがどうか。よければ、拍手をお願いします。

<全員の拍手あり>

拍手を頂いたので、これで答申を行う。

(町長入室)

会 長： それでは、答申を行う。可決した議題「第3次東浦町の環境を考える基本計画（案）」並びに「東浦町一般廃棄物処理基本計画（案）」について答申する。

《答申書の授受》

町 長： 4回にも渡り環境審議会に時間を割いて頂き、また答申を頂き感謝する。

環境問題は、「風が吹けば桶屋が儲かる」ではないが、直接的に一人ひとりには実感がわきにくい、間接的に回りまわって何年後かに効果が出てくるものなので、長い時間をかけて一人ひとりが実感を持って自分ごととして取り組んでいただく必要がある。そのために行政は、見せ方を工夫しながら説明していくことが必要と考えている。資源やエネルギーは限られている中で人間の活動は大きくなり、地球規模に拡大している。200年前から石炭資源を使い始め、その影響で地球が温暖化するとは誰も考えていなかった。これは、人間の活動自体が地球の平衡状態を保つ能力に比べて高くなってしまったためであると思う。化石燃料ではなく、水素を使うということもあるが、水素を作るためには、エネルギーだけでなく二酸化炭素も排出するので、トータルで考える必要があり、科学的に根拠を持った取組が必要になっていると考える。

新聞にも出ていたが、東浦町出身の25歳の方が、ごみを拾いながらジョギングを行う「プロギング」の協会を作って活動しているとのことであり、個人的には東浦町でもこの「プロギング」をやっていききたいと考えている。

今日は、お忙しい中、答申頂き感謝する。

(町長退室)

会 長： 続いて、次第3「その他」について、事務局から何かあるか。

事 務 局： 事務局からこの場を借りてお礼を申し上げる。

委員の皆様には、2年間にわたり、第3次東浦町の環境を守る基本計画の改定等について、熱心にまた積極的なご審議を頂き感謝する。

本審議会で答申頂いたそれぞれの計画については、4月からスタートし、計画に位置づけられた施策を住民や事業者の皆さまと行政それぞれが自分事としてとらえて頂き、企画政策に取り組んで頂くよう事務局も情熱を持って取り組んでいきたいと考えているので、引き続きご協力をお願いしたい。

今後の環境審議会の予定であるが、本日、2つの諮問が答申という形で終了したので、来年度については、今のところ審議事項はありません。今後、審議事項が出てきた場合は、審議会を開催させていただきますので、よろしくをお願いしたい。

会 長： 本日、皆様にはコロナ禍の大変な中ご出席頂き、長時間にわたり熱心に審議頂き、回を重ねて大変良いものができたと思う。皆様のご協力に感謝する。  
これをもって、令和2年度第3回東浦町環境審議会を閉会する。